

報告事項 10

警報発表・災害発生時に伴う各学校園における臨時休業の対応について

警報発表・災害発生時に伴う各学校園における臨時休業の対応について、以下のとおり報告する。

平成30年10月30日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

## 警報発表・災害発生時に伴う各学校園における臨時休業の対応について

### <気象警報発表時>

- 臨時休業となるが、細かな条件は各学校園長判断で、決定している。
  - ・保護者に手紙配布・ホームページ等で警報に伴う臨時休業となる条件について知らせている。
  - ・別紙1参照

- 例)・朝7:00の時点で、神戸市に大雨・大雪・洪水・暴風雪・警報が発表されている場合、学校から連絡が無くても登校を見合わせ、自宅待機。
- ・10:00の時点で、上記の警報が持続している場合、臨時休業とする。
  - ・10:00までに警報が解除された場合、3校時より登校し授業を行う。

等

- ※9:00や9:30の時点で警報が継続して発表されていると、その日は臨時休業と決定する学校園もある。
- ※警報発表時には、メール・ホームページ等で学校より保護者に自宅待機することや、解除後の登校について連絡している。
- ※教職員は出勤し、朝や午後、地域の様子や子供が出歩いてないか等、安全確認を行っている。(具体的な場所、時間などは各学校で防災マニュアルに記載)
- ※特別支援学校は7:00時点で警報が出ていれば休業日としている。
- ※登園・登校中に警報発表があったときには、その地域の状況に応じて子供の安全を考慮し、学校園長が子供を学校園待機させるか下校させるか、また、下校方法や時刻について近隣校と相談するなどして判断し、保護者にメール・ホームページ・連絡網などで時刻・方法について連絡している。

朝の自宅待機決定時刻7:00以外(小・中)  
7:30(31)校 9:00(1)校  
8:00(11)校 10:00(1)校  
8:30(1)校

休業日決定時刻10:00以外(小・中)  
8:00(1)校 9:30(2)校  
8:30(1)校 11:00(3)校  
9:00(20)校 12:00(2)校

### <地震発生時>

- 震度5弱以上の地震が発生した場合、各学校園は、臨時休業となる。
  - ・詳細については、別紙2参照

### <津波の心配が有る場合>

- 震度5弱以上の地震発生後、大きな津波が予想される場合、海沿いの学校園(津波被害が南海地震で予想される学校園)では、2次避難場所、避難経路が各学校園の防災マニュアルに設定されており、2次避難場所に移動後、保護者に子供を引き渡す。

## 警報発表時における登下校措置について

子供たちを災害から守るため、本校においては神戸市に「大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪」の**気象警報**が発表されていた場合、登下校を下記のようにいたします。

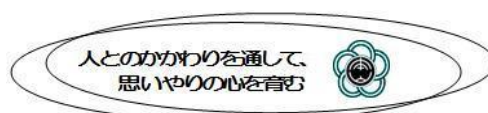
## 記

発表状況	登下校措置
1. <u>午前7時現在、警報発表中</u>	・ <u>自宅待機</u>
2. <u>午前7時～10時</u> この間に <b>警報解除</b> になった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>3校時（午前10時45分）</u>より時間割通り授業 安全に留意して10：30ごろ学校につくように登校させてください。</li> <li>※登校時間に間に合わなくても遅刻となりません。</li> <li>地区により登校困難な状況が発生した場合、無理をせず、学校にその状況をお知らせください。</li> <li>※給食を実施する予定ですが、献立を変更する場合があります。</li> </ul>
3. <u>午前10時現在、警報発表中</u>	・ <u>臨時休校</u>

※警報発表については、ラジオ・テレビの報道や気象庁のホームページでご確認ください。

(<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

- 授業中に警報が発表された場合は、その状況に応じて学校長の判断で、学校待機・下校等の方法をとります。地域内にかげ崩れ、河川の氾濫等で下校時に危険が予想される場合は、速やかに学校にご連絡ください。(431-1441)
- 地域に、各種の注意報や高潮警報・波浪警報だけが発表されても、授業は平常通り行いますので登校させてください。なお、注意報のみの場合でも河川・下水溝の増水等で災害が予想され、危険な状況の場合は、登校を見合わせ、学校にご連絡ください。
- 上記以外で特別な対応が必要な場合が生じたときは、本校ホームページ・ミマモルメー斉メールサービス等でお知らせします。なお、学校への電話でのお問い合わせは、できるだけご遠慮ください。



## 別紙 2

教委学第 9 4 4 号  
教委特第 5099 号  
平成 30 年 6 月 27 日

校 園 長 様

学 校 教 育 課 長  
特 別 支 援 教 育 課 長

### 震度 5 弱以上の地震が発生した場合の学校園の対応について（通知）

地震発生時の幼児・児童・生徒の安全確保と学校園運営に関して、以下の通り通知しますので、周知徹底するようお願いいたします。

#### <震度 5 弱以上の地震が発生した時>

##### 【登園・登校前】

○幼児・児童・生徒は自宅で待機。

その後の対応が決定次第、速やかに学校園より保護者へメール等で伝える。

##### 【登園・登校中～降園・下校前】

○幼児・児童・生徒は学校園で待機。

その後の対応が決定次第、速やかに学校園より保護者へメール等で伝える。

（幼稚園・小学校）

保護者に学校園へ迎えに来てもらい引き渡す。（「震度 5 弱で学校へ GO」）

（中学校・高等学校）

通学路の安全や交通状況を確認した上で、順次下校させる。

または、保護者に学校へ迎えに来てもらい引き渡す。（「震度 5 弱で学校へ GO」）

（特別支援学校）

保護者に学校へ迎えに来てもらい引き渡す。

または、通学路の安全や交通状況を確認した上で個々の状況に応じて、  
順次下校させる。

#### <学校園で留意すべきこと>

- ① 通学路の安全を改めて確認し、地震が発生した際、児童生徒が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難したりできるよう、日頃より指導を徹底する。
- ② 地震が発生した後、各学校園で防災マニュアルに従った行動をとることができるよう確認するとともに、幼児・児童・生徒の心や気持ちに寄り添った声かけや、余震への備えに対する幼児・児童・生徒への指導ができるようにしておく。
- ③ 登校中に地震が発生した際は、原則学校へ避難するよう指導する。
- ④ 「震度 5 弱で学校へ GO」を保護者へ十分周知しておく。
- ⑤ 津波被害が想定される場合は、学校園が指定する二次避難場所へ移動する場合があることを保護者へ周知しておく。
- ⑥ 児童館、学童保育コーナー、学校開放、放課後の子供教室等とも連携を図る。
- ⑦ 放課後や家庭での暮らしの中で、地震等の災害が発生した場合の避難先や連絡方法について、保護者と子供で約束事を決めておくよう啓発に努める。
- ⑧ 震度 4 以下の場合でも、保護者が安全面を考慮して判断した欠席や遅刻については、柔軟な対応をする。

担当：学校教育課学校運営支援担当 妹尾 和幸  
TEL 322-5783